

重要事項説明書

尼崎医療生協 介護老人保健施設ひだまりの里 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) (2022年10月1日現在)

この「重要事項説明書」は「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に基づき、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。契約書を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからない事、わかりにくい事があれば遠慮なく質問をしてください。

1. サービスを提供する事業者(法人)について

事業者名称	生協法人 尼崎医療生活協同組合
代表者氏名	理事長 大澤 芳清
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒660-0033 尼崎市南武庫之荘11丁目12-1 尼崎医療生活協同組合 (電話 06-6436-9500 FAX06-6436-9511)
法人設立年月日	1969年9月13日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の名称等

事業所名称	尼崎医療生協老人保健施設ひだまりの里訪問リハビリテーション
介護保険指定 事業所番号	2853080139
事業所所在地	兵庫県尼崎市南武庫之荘11-12-1
連絡先 相談担当者名	電話:06-4962-5920 FAX:06-4962-5921 相談担当者:太田 絵梨 宮本 和也
事業所の通常の 事業の実施地域	尼崎市西部、伊丹市南部、西宮市東部

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を行うことを目的とする。
運営の方針	訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業）
営業時間	月曜日～金曜日：9時～17時　土曜日：9時～13時

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業）
サービス提供時間	月曜日～金曜日：9時～17時　土曜日：9時～13時

(5) 事業所の職員体制

管理者	富永 弘久（医師）
-----	-----------

職種	人員数	職種	人員数
医師	1人	作業療法士	2人
理学療法士	3人	言語聴覚士	1人

* 上記は、法令に準じた人数を記していますので、実際の職員数とは異なります。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	要介護状態（要支援状態）となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーション従業者の禁止行為

訪問リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

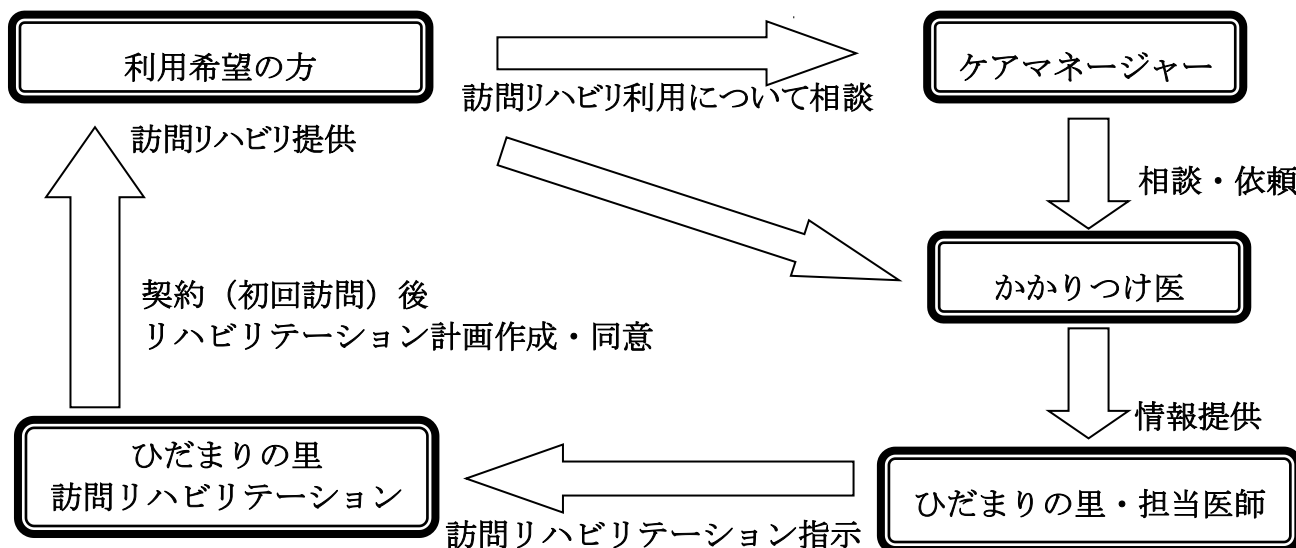
- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 訪問リハビリテーションの留意事項

- ① 訪問リハビリテーションは医師の指示に基づいてサービスを提供いたします。

- ② 災害発生時、警報発生時等はサービスを中止させていただく場合があります。
- ③ 訪問時間は、15分程度前後します。20分以上時間変更がある場合は電話連絡します。
- ④ 訪問リハビリテーション担当者は事業者の都合で急に変更されることがあります。

(4) サービス提供の手順



※ご利用者・ご家族の希望を確認し、リハビリテーション計画作成し、交付、説明のうえ、ご利用者に同意を得て、計画に基づいてサービスを提供します。

※利用開始及び継続の際には当施設担当医師による往診が必要です（往診料は発生いたしません）。

(5) 提供するサービスの利用料について

利用料金は、介護報酬について厚生労働大臣が告示した額とします。厚生労働大臣の告示が改定告示される場合がございます。利用月に該当する告示上の額とします。報酬の加算届け出等により、報酬額が変更される場合がございます。大臣告示の内容に従って加算届けが受理された場合、受理内容により利用料金に変更になる場合がございます。

ご利用者が負担する利用料は原則として①基本料金と②加算料金を合計した額の1割又は2割又は3割となります（ただし、②加算料金については、該当となる場合にのみ加算されます）。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額（10割）負担となります。

請求は月まとめなので端数が生じる場合がございます。

原爆医療証をお持ちの方は保険分の請求はございません。生活保護受給中の方は、保険分の請求が発生する場合がございますので生活保護課までお問合せください。

① 基本料金	単位	ご利用料(自己負担)		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費用 1回 (20分)	307	324 円/日	648 円/日	972 円/日
訪問リハビリテーション費用 2回 (40分)	614	648 円/日	1,296 円/日	1,943 円/日
訪問リハビリテーション費用 3回 (60分)	921	972 円/日	1,943 円/日	2,915 円/日
要支援のみ利用開始の属する月から12ヶ月を超えた場合減算	△5	△5 円/回	△11 円/回	△16 円/回

② 加算料金	単位	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ ※注1	180	190 円/月	380 円/月	570 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ ※注2	213	225 円/月	449 円/月	674 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ ※注3	450	475 円/月	950 円/月	1,424 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ ※注4	483	510 円/月	1,019 円/月	1,529 円/月
短期集中リハビリテーション加算 ※注5	200	211 円/日	422 円/日	633 円/日
サービス提供体制強化加算(イ) ※注6	6	6 円/回	13 円/回	19 円/回
移行支援加算 ※注7	17	18 円/日	36 円/日	54 円/日
医師が計画書作成に関わる診療を行わなかった場合 ※注8	△50	△53 円/回	△106 円/回	△158 円/回

※2021年4月1日現在の介護報酬に基づく金額となっております。

※注1:利用者毎の訪問リハビリテーション計画を定期的に評価・見直しし、介護支援専門員を通じてサービス提供者に対し、日常生活の留意点や介護の工夫の情報を伝達した場合に加え、3月に1回以上、利用者毎にリハビリテーション会議を開催し、訪問リハビリテーション計画を見直し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者又は身元引受人に対して説明した場合に算定(要介護のみ)。

※注2:注1に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定(要介護のみ)。

※注3:注1の状況かつ、医師が利用者又は身元引受人に対して説明した場合に算定(要介護のみ)。

※注4:注3に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定(要介護のみ)。

※注5:退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内に訪問リハビリテーションを集中して行った場合。1日にあたり1回算定。

※注6:7年以上の勤続年数がある理学療法士等が1名以上配置されている場合、1回につき1回算定。

※注7:利用者のADL・IADLが向上し、利用者の社会参加を支援する等質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所を評価するもの(要介護のみ)。

※注8:リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療しなかった場合に減算。

<キャンセル料>

キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。下記の料金が発生します。

ご利用予定時間の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用予定時間の12時間前までにご連絡いただいた場合	予定基本料金の自己負担分

※ただし、急病時等やむを得ない状況であった場合は料金発生いたしません。

4. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した

計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

5. 虐待の防止について

業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者(医師) 富永 弘久
-------------	---------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。当事業所が加入している損害保険は下記の通りです。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社	
保障の範囲	対人・対物共通限度額	5,000 万円
	管理下財物補償	100 万円
	人格権侵害	100 万円
	初期対応費用	1,000 万円
	経済損失	100 万円

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

8. 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行なう者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は身元引受人から提示を求められたときは、いつでも身分証を携行します。

9. 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10. 居宅介護支援事業所等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。通所リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及

11. サービス提供などの記録

- ① 訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写物の交付については1枚10円の手数料をいただきます。
- ③ 事業者は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して事業者が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- ④ 前項は、事業者が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

12. 衛生管理など

- ① サービス提供職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に勤めます。

13. サービス提供に関する相談、苦情について

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、事業者の提供する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができます。

●当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当責任者	事務長 太田 絵梨		
苦情担当者	相談員 宮本 和也		
相談の方法	電話及びFAX、又は、面談		
電話番号	(06) 4962-5920	FAX番号	(06) 4962-5921
受付日	月曜から土曜(日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日は休業)		
受付時間	(月)～(金)9:00～17:00 (土)9:00～13:00 受付時間外は夜勤勤務者が対応し、後日担当者より連絡させていただきます。		

担当者の変更をご希望の場合は、担当責任者が調整のうえ、適切な対応を行います。

●当事業所以外の相談・苦情窓口

尼崎市健康福祉局介護保険事業担当	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 TEL 06-6489-6143 FAX 06-6489-7505
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 TEL (078) 332-5617 Fax (078) 332-5650

14. その他の事項について

●重要事項の変更について

重要事項の内容に変更があった場合は、書面にて交付し、口頭にて説明を行い、ご利用者もしくは身元引受人に同意の確認を行います。

●法人機関紙、施設内の写真掲示について (同意の確認)

法人で発行する機関紙や掲示物への写真・氏名の掲示・掲載について

(同意する ・ 同意しない)

当施設で発行する機関紙や施設内への写真・氏名の掲示・掲載について

(同意する ・ 同意しない)

15. 重要事項説明の年月日等

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日 時
この重要事項説明書の説明場所	自宅 ・ ()

上記内容について、「尼崎市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	尼崎市南武庫之荘 11-12-1
	法人名	尼崎医療生活協同組合
	代表者名	理事長 大澤 芳清
	事業所名	尼崎医療生協 介護老人保健施設ひだまりの里 訪問リハビリテーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

* 上記署名は() (続柄) が代行しました。

身元引受人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

立会人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

* 上記、押印については直筆の署名をもって省略が可能です。